資料２

清須市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画
概要版（案）

令和３年３月

清　須　市

計画策定の趣旨

本市の高齢者数（65 歳以上人口）は年々増加しており、将来人口推計によると、75 歳以上の高齢者の割合が高まることが予想されています。介護サービス等の利用ニーズは今以上に高まるものと考えられるため、サービス提供体制の充実に加えて、介護予防等の取り組みの充実が今後ますます必要となってきます。さらに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯など、高齢者の家族構成を踏まえた施策の充実も必要となってきます。

本市では 2018 年（平成 30 年）3 月に「清須市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保などを踏まえた施策を進めてきましたが、このたび、国の方向性等を踏まえつつ、「清須市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定いたします。

本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込み量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。また、この計画には、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22 年（2040 年）までの中・長期的な見込みを記載しています。

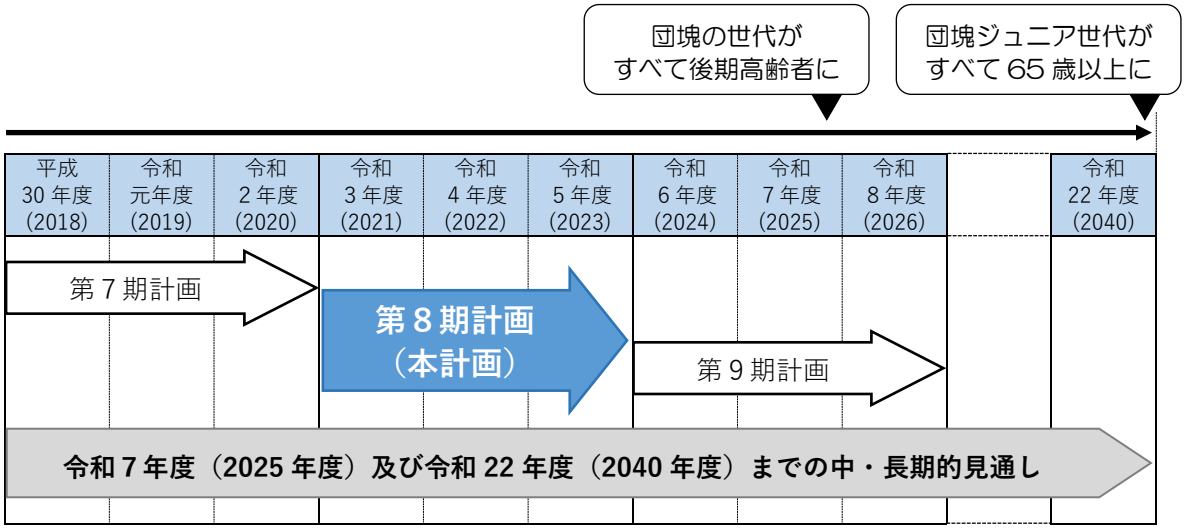

第８期計画のポイント

国は、第８期の介護保険事業計画の策定にあたり、以下の点を重視した基本指針を示しました。これらの点を踏まえ、本市が取り組む施策を検討し、本計画に盛り込んでいます。

2025 年・2040 年を見据えた計画づくり

第６期（平成 27 年度～平成 29 年度）以降の市町村介護保険事業計画は、2025 年までの地域包括ケアシステムの実現をめざす「地域包括ケア計画」として位置づけられてきました。第８期（令和３年度～令和５年度）計画もこの位置づけは変わりませんが、さらに現役世代が激減すると見込まれる 2040 年の状況も念頭に置いた計画づくりが求められています。高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画として策定することが必要とされています。

地域共生社会の実現

高齢者福祉や介護に限らず、全ての人を対象とする概念として「地域共生社会の実現」が必要とされています。制度の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が必要とされています。本計画も、そうした視点を踏まえて策定することが求められています。

介護予防・健康づくり施策の効果的な推進

第８期計画では、これまで以上に自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化などを計画的に進め、成果をあげることが求められています。保険者が、各種の事業の成果を適切に把握するとともに、給付の状況を把握する等、計画を中心とする PDCA サイクルによるマネジメントの実施が必要とされています。

認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

高齢化の進行とともに、認知症の人への支援が大きな課題とされています。認知症施策推進大綱等を踏まえ、認知症になっても自分らしく暮らし続けられることのできる社会をめざし、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進が必要とされています。

災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や感染症の流行を踏まえ、必要な対策を講じることが必要とされています。防災や感染症対策に関する情報等の周知や研修の実施等、介護事業所の現場における対策の充実が必要です。また、災害や感染症の発生時に必要となる物資の備蓄や調達など、関係機関と連携した支援・応援体制の構築も必要です。

高齢者人口の推移と将来推計

本市の人口は近年増加傾向にあり、2020 年（令和 2 年）10 月 1 日時点の人口は 69,390 人となっています。高齢者人口も増加傾向にあり、2020 年では 16,214 人となっており、高齢化率は 23.4%となっています。

2023 年（令和 5 年）までの将来推計人口では、人口は引き続き増加していくことが見込まれますが、2025 年（令和 7 年）及び 2040 年（令和 22 年）における推計人口は 2023 年より減少することが見込まれます。一方、高齢者人口は増加傾向が鈍化し 2023 年までは横ばいで推移しますが、2040 年までには再び大きく増加することが見込まれます。

年齢別人口の推移と将来推計

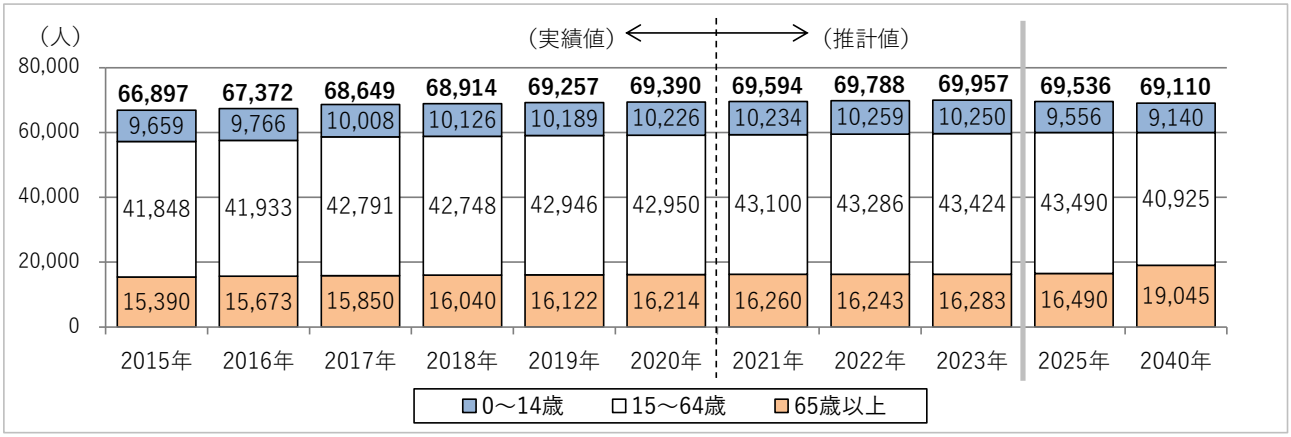

（出典）実績値：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）
推計値：(2021～23 年）コーホート要因法による推計値　（2025・40 年）清須市総合計画における推計人口

要介護認定者数の推移

本市の認定者数は、近年増加傾向にあり、2020 年 9 月末時点で 2,593 人となっています。認定率は、2017 年の 15.9%までは上昇し、以降は横ばいで推移しています。

認定者数及び認定率の推移

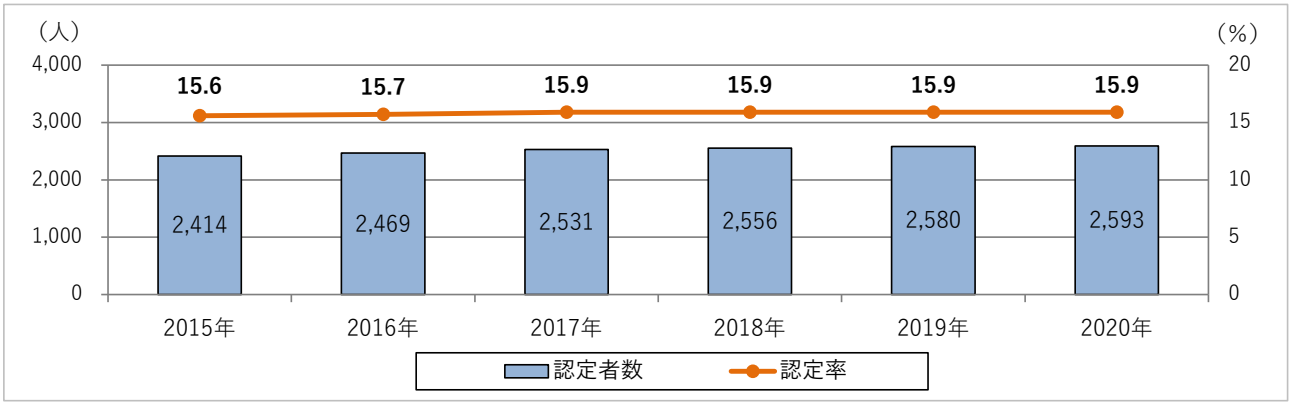

（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年 9 月末時点）　※認定者は第 2 号被保険者を含まない

介護サービスの利用状況

本市の 2019 年 9 月時点における介護サービス給付費の総額は 316,537 千円となっており、2017 年 9 月時点と比べて 7,931 千円増加しています。サービス類型別でみると、在宅サービスと居住系サービスが増加しており、施設サービスは横ばいで推移しています。

サービス類型別の介護サービス給付費の推移

（千円）

		2017年	2018年	2019年
給付費（総額）		308,606	307,935	316,537
	在宅サービス	163,414	160,723	169,269
	居住系サービス	19,510	21,450	21,780
	施設サービス	125,683	125,761	125,488

（出典）「介護保険事業状況報告」月報（各年 9 月利用分）

第 8 期計画における課題

1　介護予防事業への関心の向上、参加の拡大

・事業の周知・参加勧奨や、事業の実施方法・内容等の見直しが必要

2　在宅生活の継続を支援するサービス提供体制の確保

・重度化や看取りを視野に含めた在宅サービスの整備が必要

・今後の介護需要の増大に備えた介護人材の確保のための取り組みが必要

3　介護家族への支援の充実

・家族の介護をしながらも働き続けられるよう、受け皿となる介護保険サービスの整備を一層進めていくことが必要

4　地域への参加、人と関わる機会の増加

・高齢者が地域活動に興味を持ち、また、活動を継続できるよう、外出の機会を促すきめ細かな支援が必要

・地域の人々との交流機会の増加や相談体制の整備など、ネットワークの強化が必要

5　ボランティア活動の推進

・多様なニーズの担い手としての、また、地域参加の１つの形としてのボランティア活動の推進が必要

6　認知症高齢者とその家族への支援の充実

・認知症の早期発見や予防に関する知識の普及、医療機関等の充実、介護家族への支援の充実のほか、認知症高齢者本人の視点に立つ支援の充実が必要

計画の基本理念

～地域で支え合い、健やかに自分らしく
安心して暮らせるまち　清須～

本市は、市の最上位計画である「清須市第２次総合計画」に基づき、市民一人ひとりの安全・安心な暮らしを地域全体で支え、相互に尊重し合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる共生のまちづくりを目指しています。

同計画においては高齢者福祉について、「市民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまち」になっていることを目指す姿として掲げています。

昨今、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、市民の生活における不安が増大しています。高齢者にとっても、介護予防のために通いの場へ出かける機会が失われたり、外出を控えて閉じこもりがちになったりするなど、心身への影響も懸念されています。こうした不安を解消し、安心した生活を取り戻すために、家族間でのみならず、地域で助け合い、支え合える環境を一層整備していく必要があります。

また、高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても尊厳のある暮らしができるよう、要介護状態や認知症に誰もがなり得ることを理解し、互いの状態を理解し合えることが望まれます。

このような考え方を踏まえ、本計画における基本理念を「地域で支え合い、健やかに自分らしく安心して暮らせるまち　清須」として、高齢者施策を進めていきます。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定します。

本市の日常生活圏域は、第８期計画から市内全域の１圏域から下記の**４圏域**とし、地域課題の把握・共有ができる適切な範囲を定め、地域特性や資源等を有効活用し、問題の解決に取り組める「地域づくり」を促進していきます。

圏　域	構成ブロック
西枇杷島圏域	西枇杷島第１、西枇杷島第２、砂入、大和、六軒、日の出、花咲地領、松原、旭芳野、古城、二ツ杁、小場塚
清洲圏域	清洲第１、清洲第２、西田中・弁天、朝日、一場、西市場１・２・３丁目、清洲第７、清洲第８、清洲第９、土田、上条、新清洲
新川圏域	新川第１、新川第２、新川第３、新川第４、外町、寺野、鍋片、新川第８、阿原
春日圏域	落宮、春日蓮祢、春日西分新田、上中、春日南

重点的取り組み

本計画では、以下の重点事業に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

①地域活動の活性化

後期高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や老々介護等の問題に対し、きめ細やかなサービス提供体制の構築が求められています。地域住民がお互いに支え合い、助けあうことができる地域づくりを推進していきます。住民同士が地域の課題を話し合い、問題を共有していくことが必要です。また、きよすレインボーネットを活用した地域資源の可視化を行うなど、誰もが必要なサービスを選択できる仕組みを整備し、通いの場等に気軽に参加できる機会を充実していく必要があります。

②介護予防事業の充実

介護予防・健康づくりに対する高齢者の関心の高まりを受け、既存の地域活動に介護予防プログラムを導入するなど、自発的な取組の促進が必要です。また、保健事業と介護予防の一体的な実施体制を整え、医療・介護データの分析を行い、地域ごとの健康課題を抽出し、通いの場等において理学療法士等の専門職の助言に基づく効果的な運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談等を実施することで、疾病予防や重度化防止のための保健指導を行います。

③認知症施策の推進

認知症の方が、住み慣れた地域で尊厳と希望を持って日常生活を営むためには、介護保険サービスのみならず、生活支援・見守りなど地域全体で支え合う社会基盤を整えていく必要があります。そのためには、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業等の各事業を連動的に展開していくことが重要です。

認知症に対する普及啓発及び認知症の発症を遅らせるための介護予防事業に資する通いの場の充実、認知症サポーターの活用、本人やその家族の声を踏まえた施策を実施します。

④介護保険事業の円滑な運営に向けた取り組み

介護人材の確保・資質の向上のための取り組みを事業者等と連携し実施するとともに、良質な介護サービスの提供を目的に、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減、介護給付等の適正化への取り組みを実施します。

⑤ひとり暮らし高齢者対策

ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域住民、事業者による見守り活動や住民同士の支え合いの仕組みを推進します。

また、緊急時の迅速・的確な対応を行うため連絡体制の確保に取り組むとともに、住み慣れた地域社会での生活の支援を目的として、在宅生活での高齢者福祉サービスの充実を図っていきます。

⑥高齢者の権利擁護への取り組み

高齢者虐待、セルフ・ネグレクトへの対応、消費者被害防止、認知症高齢者・行方不明者への対応について、地域住民・関係機関と連携を図り、専門的、継続的に必要な支援をしていきます。また、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう支援していきます。

計画の体系

基本目標	施策の方向
基本目標１ ふれあいがあり 人にやさしいまち	1　高齢者の生きがい対策の推進・社会参加の促進
	2　高齢者の見守り・地域支え合いの推進
	3　認知症高齢者の支援の充実
	4　通いの場の充実と参加の促進
基本目標２ 元気が出る健康なまち	1　介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	2　在宅医療・介護の連携
	3　効果的な介護予防の推進
基本目標３ 安全で安心なまち	1　住み慣れた在宅生活への支援
	2　安心・安全な住環境の整備
	3　施設福祉サービスの充実
	4　災害及び感染症対策への取り組み
	5　地域包括支援センターの機能強化
	6　高齢者の権利擁護
基本目標４ 介護保険制度の円滑な実施	1　介護保険サービスの充実
	2　保険者機能の強化
	3　介護費用の適正化

《主な事業　一覧》

計画に記載されている主な事業は、以下のとおりです。

基本目標1

○福祉カード交付事業　○老人無料入浴制度事業　○金婚祝い　○敬老金支給事業
○長寿記念祝金等支給事業　○老人クラブ活動への支援　○シルバー人材センターへの補助

○高齢者虐待防止の取り組み　○配食サービス事業　○緊急通報システム事業
○ひとり暮らし登録　○救急医療情報キット配布事業

○認知症初期集中支援推進事業　○認知症地域支援推進員等設置事業　○認知症ケア向上推進事業
○認知症サポーター養成講座の実施　○認知症高齢者等への見守り事業

○いこまいか教室の開催

基本目標2

○介護予防・生活支援サービス事業
（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント）
○一般介護予防事業
（介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業）

○在宅医療・介護連携推進事業

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

基本目標3

○包括的支援事業（総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
○任意事業（家族介護者交流事業）
○日常生活用具給付等事業　○介護用品支給事業　○寝具洗濯乾燥事業
○在宅老人ショートステイ事業　○老人福祉車購入費補助金交付事業

○老人住宅改善費補助事業

○老人保護措置費

○民生委員等との連携強化　○避難行動要支援者名簿に基づく対策等の推進　○福祉避難所開設等
○災害に対する備え　○感染症に対する備え

○地域包括支援センターの機能強化

○高齢者の権利擁護（高齢者虐待、セルフ・ネグレクトへの対応、消費者被害防止、認知症高齢者・行方不明者への対応、成年後見制度を利用した体制の整備）

基本目標4

○居宅・介護予防サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援　等）
○地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護　等）
○施設サービス
（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院）
○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅

○介護費用適正化事業
（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）

介護サービス給付費等の推計

本計画における介護サービス給付費等の見込額は、以下のとおりです。

令和３年度の標準給付費見込額は約 45 億８千万円、令和５年度の見込額は約 48 億９千万円となると見込んでいます。また、令和３年度の地域支援事業費は約２億円、令和５年度の事業費は約２億２千万円となると見込んでいます。

単位：千円

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計
標準給付費見込額	4,577,468	4,767,935	4,886,825	14,232,228
地域支援事業費	197,945	216,444	219,263	633,652

第１号被保険者の介護保険料算定

介護保険事業は、市町村が保険者となり、事業を運営します。

第１号被保険者の保険料については、介護サービスの見込量等に応じてそれぞれの保険者で決定し、原則として３年間同額とされています。

介護保険料は、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、推計人口や介護サービスの利用実績を勘案して、算定しています。

第１号被保険者保険料基準額（月額）の算出

保険料基準額月額は、次の計算により算出します。

保険料基準額月額＝総事業費×第１号被保険者負担割合（23%）
÷予定保険料収納率（96.2%）÷第１号被保険者数÷12 か月

※上記の基本計算式に、介護給付費準備基金取崩と調整交付金等を考慮します。

平成 30～令和２年度の保険料基準額（月額）
5,181 円

→

令和３～５年度の保険料基準額（月額）
5,939 円

所得段階別の第１号被保険者保険料

第１号被保険者保険料について、高齢者の所得に応じた負担を図るため、所得段階を第７期の 10 段階から第８期は下表の 12 段階に細分化し、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

所得段階別の保険料率の設定

所得段階	対象者要件		基準額に対する割合
第１段階	世帯全員が市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額×0.30
第２段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.50
第３段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える	基準額×0.70
第４段階	市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額×0.90
第５段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える	基準額
第６段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.20
第７段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上で 210 万円未満	基準額×1.30
第８段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上で 320 万円未満	基準額×1.50
第９段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上で 500 万円未満	基準額×1.70
第 10 段階		前年の合計所得金額が 500 万円以上で 750 万円未満	基準額×1.80
第 11 段階		前年の合計所得金額が 750 万円以上で 1,000 万円未満	基準額×1.90
第 12 段階		前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額×2.00

評価指標

本計画の重点的取り組みを踏まえた評価指標は、以下のとおりです。

指　標	考え方	現状値 （令和２年度）	目標値 （令和５年度）
①地域活動の活性化			
ソーシャルキャピタル得点 <社会参加>	「ボランティア」、「スポーツ」、「趣味関係」、「学習・教養」、「特技や経験を他者に伝える活動」への参加頻度を得点化（点） 【アンケート調査※で月１回以上と回答した割合を計算式で算出】	51.4 点	56.1 点
②介護予防事業の充実			
介護予防事業への参加	介護予防のための通いの場に参加している高齢者の割合（%） 【アンケート調査で「介護予防のための通いの場に参加している」と回答した内、週１回以上と回答した割合】	5.0%	6.8%
③認知症施策の推進			
認知症相談窓口の認知度	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合（%） 【アンケート調査で「はい」と回答した割合】	26.7%	40.0%
認知症サポーター養成講座の企業への実施回数	企業への認知症サポーター養成講座の実施回数（回） 【過去三年間の累計回数】	９回	12 回
④介護保険事業の円滑な運営に向けた取り組み			
要介護認定の適正化	市職員による認定調査結果の点検実施	全件実施	全件実施
ケアプランの点検	市内事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランに対する点検の実施	１事業所につき２件	１事業所につき３件
住宅改修等の点検	住宅改修、福祉用具利用者に対する訪問調査	各月１件	各月２件
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検：国保連委託により実施 医療情報との突合：国保連委託により実施	全件実施	全件実施
介護給付費通知	給付費通知：介護保険サービス利用者に対して通知 説明文等の同封	年１回実施	年１回実施
⑤ひとり暮らし高齢者対策			
ひとり暮らし高齢者の幸福度	ひとり暮らし高齢者で現在の幸福度が「６」以上の人の割合（%） 【アンケート調査で現在の幸福度が「とても幸せ：10 点」～「とても不幸：０点」とした場合】	73.8%	80.0%
⑥高齢者の権利擁護への取り組み			
成年後見制度の認知度	成年後見制度を知っている人の割合（%） 【アンケート調査で成年後見制度の認知度について「よく知っている」「だいたいの内容は知っている」と回答した割合】	37.9%	50.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

清須市
高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画【概要版】
令和３年３月発行
清須市役所　健康福祉部　高齢福祉課
〒452-8569　愛知県清須市須ケ口 1238 番地　TEL（052）400－2911

イラスト
（きよ丸／
うるるん）